県内企業・団体のみなさまへ

「障害者権利条例」について説明させていただきます！

茨城県では、障害のある人と障害のない人が対等な権利を持っていることを再確認し、誰もが安心して楽しく暮らすことができるよう、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」（障害者権利条例）を制定しています。

県では、県民一人ひとりのみなさまに、この条例についてご理解いただくため、各種の研修会などで説明させていただく「講師等派遣」に取り組んでいます。

みなさまの職場研修や学習会などにどうぞご活用ください。

１　講師等派遣の概要

　・派遣講師等　　県福祉部障害福祉課の担当職員や相談員を派遣します。

　・講義時間　　　ご依頼者様のご都合の時間で対応いたします。（15分間～60分間程度）

　・講義内容　　　障害者差別解消法や障害者権利条例の概論、具体的な対応事例や合理的配慮の例など、幅広く対応いたします。

　・派遣対象　　　県内に所在する企業、事業所、団体の方（任意のサークルも含む）

　・派遣経費　　　無料です。（講師等の人件費及び旅費は、県が負担します。）

２　派遣の申込等

　・申 込 先　　　茨城県福祉部障害福祉課に、電話等で申込んでください。

　　　　　　　　 　　　ＴＥＬ：０２９－３０１－３３５７

　　　　　　　　 　　　ＦＡＸ：０２９－３０１－３３７０

　　　　　　　　 　　　Ｅ-mail：shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

　・派遣決定　　　担当職員等の日程調整を行ったうえで、ご依頼者様あて連絡させていただきます。

３　問い合わせ先

・茨城県福祉部障害福祉課　企画グループ

〒310-8555　水戸市笠原町978-6　（県庁内です）

　　　（上記２の申込先と同じです）

誰もがお互いを尊重して、「バリア」を取り除き、

住み慣れた茨城で、いっしょに楽しく幸せに暮らしましょう！

茨ひより（茨城県公認Ｖtuber）

[サイドバーは、テキストの重要なポイントを強調したり、スケジュールなどの情報を追加して簡単に参照できるようにしたりするのに便利です。

これらは通常、ページの左側、右側、上部、または下部に配置されますが、ドラッグして好きな位置に簡単に動かせます。

内容を追加する準備ができたら、ここをクリックして入力を始めましょう。]

**講師等派遣申込書**

令和　　年　　月　　日

茨城県福祉部障害福祉課　御中

　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　組織名

申請者　 所在地

　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

次のとおり講師等を派遣くださるようお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 希望日時 | 【第1希望】令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時　分から　　時　分まで【第2希望】令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　　　　時　分から　　時　分まで |
| 場　所 |  |
| 対象者 |  |
| 参加人数 | 　約　　　　　　名 |
| 講義テーマなど希望項目に○印を付けてください※複数可 | １　障害者差別解消法や障害者権利条例について２　差別事案や合理的配慮の提供に関する事例について３　その他（特に聞きたい事項など）　※その他の内容については、講義の内容として対応可能か、事前に調整させていただく場合がございます。 |
| 連絡先 | 担当者 |  |
| 電　話 |  |
| E-mail |  |